

練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱

平成24年10月19日
24練教教指第2104号

(設置)

第1条 練馬区立学校および幼稚園（以下「学校」という。）におけるいじめをはじめとした学校問題について、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、未然防止と早期解決に向けた実効性のある取組の充実を図るため、いじめ等対応支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止・早期解決に向けて、つぎの各号に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの未然防止に向けた取組
- (2) いじめの早期発見に向けた取組
- (3) いじめの早期解決に向けた取組
- (4) 家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組
- (5) 就学前教育への支援
- (6) その他

(組織)

第3条 支援チームは、別表に掲げる委員長、副委員長および委員をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし再任を妨げない。4月2日以降に委嘱または任命を受けた委員の任期は、委嘱または任命を受けた日からその年度の3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、支援チームを代表し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援チームの会議は、委員長が招集する。

2 会議は、原則年3回とし、必要に応じて臨時開催する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 支援チームの会議は、原則として公開とする。ただし、支援チームが必要と決定したときは非公開とすることができます。

(教育委員会への報告)

第7条 委員長は、協議の状況および結果について、教育委員会へ報告しなければならない。

(いじめ等対応支援特別チーム)

第8条 委員長は、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、支援チームのもとに専門家によるいじめ等対応支援特別チーム（以下「特別チーム」という。）を設置する。

2 特別チームの委員は、委員長が選任する。

3 前各項に掲げるもののほか、特別チームの運営について必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 支援チームの庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則(平成26年9月5日26練教教指第1652号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(令和3年3月23日2練教教指第4240号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育委員会教育長	—
副委員長	学識経験者	1名
委員	小中学校校長会	小学校1名、中学校1名
委員	幼稚園長会	1名
委員	学校生活指導担当教職員	小学校1名、中学校1名
委員	臨床心理に識見を有する者	1名
委員	小中学校PTA連合会が推薦する者	2名
委員	教育振興部長	—
委員	教育指導課長	—
委員	学校教育支援センター所長	—
委員	その他、委員長が必要と認める者	—